附則第四条第二項中「第五十七条の二の四及び第五十七条の二の五第一項」を「第五十七条の二の六及び第五十七条の二の七第一項」に改め、同項の表第三十五条の四の六第一項の項中「第五十七条の二の五第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改め、同表第三十五条の四の六第一項の表十二月の項及び三月の項並びに第五十七条の二の四の項中「第五十七条の二の四」を「第五十七条の二の六」に改め、同表第五十七条の二の五第一項の項、第五十七条の二の五第一項の表八月の項の項及び第五十七条の二の五第一項の表十二月の項及び三月の項の項中「第五十七条の二の五第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改め、同条第三項及び第四項中「第五十七条の二の五第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十六号

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　都等の特例（第五十七条―第五十七条の四）」を「第四章　都等の特例（第五十七条―第五十七条の四）　第五章　特定徴収金の収納の特例（第五十七条の五―第五十七条の五の三）」に、「第五章」を「第六章」に改め、「第五十八条」の下に「・第五十九条」を加える。

第六条の九の二第二項第三号及び第四号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第六条の十四第一項第四号中「第三百二十一条の七の十二第一項」を「第三百二十一条の七の十三第一項」に改める。

第七条の二第二項中「以下この条」を「次条」に、「前年の所得につき適用された所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第七条の三第二項中「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第七条の四の二第一項第一号中「所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を加える。

第七条の十三第一項中「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第七条の十九第三項中「この条及び次条」を「この節」に改める。

第九条の十五第一項中「当該下欄に定める」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」の下に「（当該額のうちに、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。）がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。）」を加え、「個人の道府県民税の額」を「基準道府県民税額」に改める。

第九条の十六第一項中「当該下欄に定める」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」の下に「（当該額のうちに、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。）がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。）」を加え、「個人の道府県民税の額」を「基準道府県民税額」に改める。

一　個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額

二　指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の道府県民税所得割の税率（賦課期日現在において当該道府県内の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。）を当該指定都市以外の道府県民税所得割の税率で除して得た数値を乗じて得た額

第九条の十九第一項中「当該下欄に定める」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」の下に「（当該額のうちに、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。）がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。）」を加え、「個人の道府県民税の額」を「基準道府県民税額」に改め、同項の表の前に次の各号を加える。

一　個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額

二　指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の道府県民税所得割の税率（賦課期日現在において当該道府県内の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。）を当該指定都市以外の道府県民税所得割の税率で除して得た数値を乗じて得た額

第九条の十九第二項中「『ごと』を削り、『各交付時期に』を『当該交付時期に』に改め、『金額を』の下に『その』を加え、同条第三項中『によつて』を『により』に、『においては』を『には』に、『係る額を』を『係る額を』に、『において』を『において』に改め、同条第四項中『規定する交付時期』を『規定する各交付時期』に改め、『ごと』を削り、同条第五項中『事項は』を『事項は』に改める。

第九条の十九第一項中「当該下欄に定める」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」の下に「（当該額のうちに、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。）がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。）」を加え、「個人の道府県民税の額」を「基準道府県民税額」に改め、同項の表の前に次の各号を加える。

一　個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額

二　指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の道府県民税所得割の税率（賦課期日現在において当該道府県内の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。）を当該指定都市以外の道府県民税所得割の税率で除して得た数値を乗じて得た額

第九条の二十三第一項中「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」の下に「（当該額のうちに、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。）がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。）」を加え、「個人の道府県民税の額」を「基準道府県民税額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額

二　指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の道府県民税所得割の税率（賦課期日現在において当該道府県内の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。）を当該指定都市以外の道府県民税所得割の税率で除して得た数値を乗じて得た額

第九条の二十三第二項中「ごと」を削り、「各年度に」を「当該年度に」に、「当該年度の」を「その」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「係る額を」を「係る額を」に、「において、当該」を「において」に改める。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条　削除

（法第七十二条の五第一項第五号の農業協同組合連合会）

第十九条　法第七十二条の五第一項第五号に規定する農業協同組合連合会で政令で定めるものは、法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当する農業協同組合連合会とする。

第二十条を削り、第二十条の二を第二十条とし、第二十条の二の二を第二十条の二とし、第二十条の二の三を第二十条の二の二とし、第二十条の二の四を第二十条の二の三とする。

第二十条の二の五第一項中「第二十条の二第一項」を「第二十条の二の二第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の二第二項」を「第二十条の二の三第二項」に改め、同条を第二十条の二の四とする。